

令和8年度ウェルビーイングな観光地域づくりに向けたポイ捨てごみ発生抑制・ 観光コンテンツ化推進モデル事業 公募要領

1. 背景・目的

近年、観光地におけるオーバーツーリズムの深刻化に伴い、プラスチックを含むごみの散乱等が問題となっています。観光客の環境意識には国や地域による差があることから、観光地における発生抑制、ごみ箱の設置、多言語での適切な案内や普及啓発などが不足するとごみの散乱を招き、観光地の魅力低下や河川・海洋への流出を通じた他の地域への影響拡大を招くおそれがあります。

「令和8年度ウェルビーイングな観光地域づくりに向けたポイ捨てごみ発生抑制・観光コンテンツ化推進モデル事業」（以下、「本事業」。）は、地域特性に応じて自治体と民間事業者等が連携し、インバウンドを主眼に置いた観光客によるポイ捨てごみの発生抑制や、海洋ごみ等を活用した観光コンテンツ化等の対策の検討・実施（多言語化を含む）と効果検証を地域一体となって実施することにより、観光地でのポイ捨て防止やごみの発生抑制のモデル創出を図るものです。また、その成果を踏まえ、優良かつ先進的で観光地の魅力向上につながるポイ捨て・発生抑制対策を全国の観光地に対して水平展開することで、清潔で快適な観光環境を維持し、観光地の魅力やウェルビーイングの向上につなげていくことを目的としています。

2. 事業概要

- 本事業は、観光地でのポイ捨て防止やごみの発生抑制のモデルとなる取組を環境省と共に作り上げ、その成果を発信等することにより、他地域への展開を進め、国内の観光地における魅力やウェルビーイングの向上を目指すものです。
 - インバウンド誘客に資する国立公園等の「良好な環境」を有する観光地等において実施される、官民連携、観光地関係者と観光客の双方の関わり等による、ポイ捨てごみ等発生抑制・観光コンテンツ化に向けた取組について申請いただきます。地域における資源調査、戦略検討、多言語対応、コンテンツ開発、ツアー造成、効果検証等の2.（6）対象事業に該当するものが申請対象となります。申請いただいた取組の中から、「良好な環境」を活用したポイ捨てごみ等発生抑制・観光コンテンツ化を推進するための「モデル事業」として選定します。
 - モデル事業への選定後、「令和8年度ウェルビーイングな観光地域づくりに向けたポイ捨てごみ発生抑制・観光コンテンツ化推進モデル事業実施業務」の請負事業者（以下、「事務局」という。）と選定団体が請負契約を結び、提案内容をもとに、選定団体、環境省、事務局の三者で協議を行い、令和8年度の活動計画及び経費の用途を決定します。なお、1団体あたりの申請額は1,000万円（税込）を上限とします。
 - 観光地ごとの分析、課題解決のアプローチ、多様なステークホルダーと連携した地域展開には時間を要すことから、当事業は最大2か年をかけて、ウェルビーイングな観光地づくりの基盤を構築することを目指します。
- ただし、令和8年度の事業として採択することをもって年度をまたいだ2か年の予算措置を確

約するものではないこと、継続審査の結果、継続しない場合や、減額の可能性があることをあらかじめ御理解、御了承ください。

図 本事業のスキーム

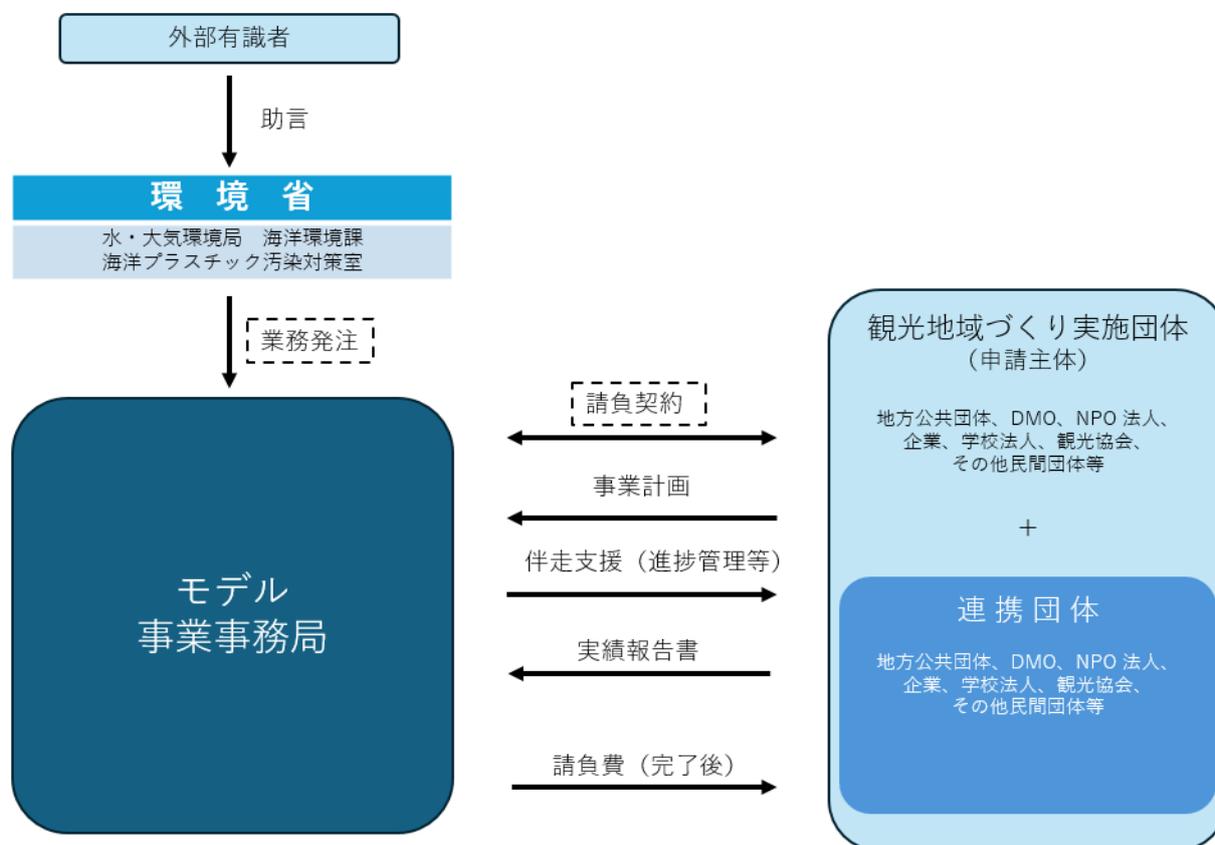


表 令和8年度の事業実施スケジュール (予定) ※1

時期	実施内容
5月以降	・事務局との請負契約、初回打合せ、活動計画の協議等
6月～	・定期的な打合せの実施（現地1回程度、オンライン適宜） ・伴走支援、環境省・事務局による現地調査等 ・専門家によるコーチング等（必要に応じて実施）
2月頃	・活動結果報告会
2月末	・事業実施報告書の提出
3月頃	・事業継続審査（2か年での事業を希望する場合）※2

※1 現時点での予定であり、時期や実施内容は変更となる場合があります。また、本表に記載している内容以外にも、事業の効果を高めるために必要とされたイベント等が追加される可能性があります。

※2 令和9年度以降の予算確保及び政府予算の成立が前提です。

(1) 実施期間

事務局との請負契約締結日 ~ 令和9年2月26日(金)まで(予定)

なお、令和9年度の予算が確保された場合は、令和9年度も本事業は継続予定です。同一の申請者による事業は原則2か年までとします。2か年での事業を希望する場合は、参考に2か年目(令和8年度、令和9年度分)の実施内容も記載してください。その場合にも、単年度毎に成果を出すことが求められます。また、令和9年度の予算の確保状況、令和8年度の実施状況・実績により、継続しない場合や、上限額が減額となる場合もあります。

(2) 対象地域

全国のインバウンド誘客に資する国立公園・国定公園・国民保養温泉地・良好な環境を活用した観光モデル事業の対象地^{*}等の「良好な環境」を有する観光地を主な対象とします。ただし、インバウンド誘客に資すると認められれば、その他の観光地を対象とした事業の実施を妨げません。

※令和8年度良好な環境を活用した観光モデル事業公募要領3.(1)を参照のこと。

<https://www.env.go.jp/content/000369747.pdf>

(3) 対象団体

対象となる応募主体は、地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、公益法人、NPO法人、企業、学校法人、観光協会等の民間団体、またはこれらを構成団体とする協議会等です。ただし、原則として地方公共団体と民間団体が共同又は連携して提案することとし、事務局と直接請負契約を締結できる者としてします。

また、モデル事業実施の際は、地方公共団体と共同で提案するか否かにかかわらず、モデル事業における廃棄物の処理方法について、実施場所の自治体(複数にまたがる場合は全ての自治体)の環境部局と協議を行い、その確認を得てください。

(4) 事業規模

対象となる事業上限額(令和8年度)は1,000万円(税込)とします。

※審査の結果、応募時の要望額から減額する場合があります。

(5) 事業実施方法

応募内容をもとに、環境省事業「令和8年度ウェルビーイングな観光地域づくりに向けたポイ捨てごみ発生抑制・観光コンテンツ化推進モデル事業実施業務」の請負事業者である事務局と選定団体との間で請負契約を締結します。

当該事業費は、上記の請負契約にもとづく請負費としてお支払いします(選定団体の活動のための補助金ではないことに御留意ください)。請負費は原則として成果物の提出及び業務完了の確認後、一括してお支払いします。

モデル事業は事務局による伴走支援を予定しています。本事業の目的との整合性確保や進

渉管理等のため、選定団体、環境省、事務局との打合せや活動への助言等を行いますので、環境省、事務局の助言等を踏まえて事業を実施するようにしてください。また、伴走支援の一環として、選定団体に対して、必要に応じて専門家による事業内容等のコーチング（改善指導等）を取り入れます。

(6) 対象事業

清潔で快適な観光環境を維持し、観光地の魅力やウェルビーイングの向上につながる事業を対象とします。なお、以下の対象事業について組み合わせて取り組むことを推奨します。

- ・ポイ捨てごみの発生抑制に係る事業
ナッジやDX、AI等の技術を活用したごみ箱の設置や多言語案内によるごみのポイ捨て、散乱の抑制に資する事業など
- ・地域全体で取り組むごみの発生抑制に係る事業
観光地における3Rの推進（域内でのリターナブル容器活用等）など、事業者によるごみの発生抑制に資する事業など
- ・海洋ごみ等を活用した観光コンテンツ化に係る事業

3. 対象経費

請負契約の対象となる経費の使途は以下に示すものであって、令和8年度の事業実施期間中においてモデル事業の実施に直接必要な経費とします。なお、事業実施に直接必要のない経費、その他、環境省及び事務局が不要と考える経費は認められませんので減額となります。

【対象経費】

事業費：外注費（各種調査、資料作成、環境整備等）、旅費、会場費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本日、補助員人件費^{※1}、雑役務費、専門家への謝金・旅費、その他モデル事業実施に直接必要な諸経費、一般管理費^{※2}

※1 事業に係る事務を補助する為に任用する臨時職員の賃金等。

※2 一般管理費は全体事業費の1割5分を上限とする。

【対象外経費】

- ・事業場等の建物・施設の新設、整備に関する経費
- ・資産等が残る工事に関する経費
- ・機器・備品等の購入に関する経費^{※1}
- ・モデル事業の実施に直接関係しない経費
- ・その他モデル事業の実施に直接関係しない経費

※1 機器・備品については原則リースとし、それによらないものは事務局に相談してください。

4. 応募方法

(1) 公募期間

令和8年3月30日（月）～令和8年4月28日（火）17:00（必着）

(2) 応募書類の提出

公募期間内に、以下に示す応募書類①～③を「7. 応募先及び問合せ先」まで電子メール（ストレージシステム等を含む）にて御提出ください。電子メールで提出することが困難な場合には、あらかじめ余裕をもって御相談ください。なお、複数の主体が共同して応募する場合には、モデル事業の運営を統括し、契約当事者となる代表機関を定めてください。（原則として、公表の際は当該代表機関を選定団体として記載します。）

記載にあたっては、応募書類の注意書きも併せて御覧ください。

応募の際は、「6. モデル事業実施に際しての留意事項」をよく御確認いただきますようお願いいたします。

【応募書類】

- ①応募申請書（様式1）
- ②実施計画書（様式2）
- ③主たる応募団体の定款又は規約等（地方公共団体は除く）

<実施計画書への記載項目>

1. 本事業への応募理由

取組の背景、本事業により解決したい地域課題、目指す地域の姿（アウトカム）、獲得したい目標・成果（アウトプット）、現在の取組状況とこれまでの実績等を簡潔にお示しください。また、令和8年度以降の取組の展開として、令和9年度以降の具体的な中長期計画等もあれば、併せてお示しください。

2. 事業実施計画

1. で示された内容を踏まえて、令和8年度に取り組む事業内容、実施体制・方法、スケジュール等をお示しください。

本公募にもとづき請負契約の対象となるモデル事業の範囲が、別途申請主体が取り組む事業の一部である場合には、その範囲もお示しください。

2ヶ年で取り組む場合は、令和9年度の実施計画についてもお示しください。

なお、実施体制について、モデル事業により新たな実施体制の構築や拡充等を計画している場合は、現在の体制とモデル事業により計画している体制とが区別できるように記載してください。

3. モデル事業の実施における各主体及び対象とする地域の管理者との連携状況

2. で示されたモデル事業の実施体制について、地域での多様な主体及び対象とする地域の管理者との連携・調整状況をお示しください。連携状況については、「既に連携」の場合は連携先の担当部局や連絡先、具体の活動内容についてお示しください。「今後連携を模索」することを想定している場合は、その役割についてもお示しください。

また専門家等の第三者からの助言を受けることを想定している場合は、その体制（専門家の

候補を含む) についてもお示してください。なお、具体的な想定は無いものの、事業の実施に際して専門家等からの助言を希望する場合は、助言を受けたい内容等についてお示してください。

4. 支出計画書

本要領の「3. 対象経費」を御確認の上、モデル事業の支出計画を具体的な内訳・積算を含めてお示してください。2か年で取り組む場合は、令和9年度の支出計画についてもお示してください。ここで記載いただく事業実施に係る経費は、各年度最大1,000万円(税込)としてお示してください。継続希望の場合にも、単年度ごとに成果を出すことが求められます。また、令和9年度の予算の確保状況、令和8年度の実施状況・実績により、継続しない場合や、上限額が減額となる場合もあります。

また、モデル事業実施にあたり外注を想定されている場合は、外注する業務内容と既に予定されている場合には外注先名称・所在地をお示してください。

【応募書類の提出形式】

PDF形式、Microsoft Word形式またはMicrosoft PowerPoint形式の電子ファイル

5. 選定団体の決定・通知

(1) 審査方法

応募書類を審査の上、3件程度を選定する予定です。

環境省において応募書類に必要事項が記載されているか、必要書類が添付されているか等について書類審査を行ったのち、以下(2)の審査基準に基づき、有識者からなる検討会で審査を予定しています(審査は非公開。審査に関する質問等は受け付けません。)

なお、必要に応じて事務局から電話またはメールにて応募書類に関する確認を行う場合がありますが、提出いただいた応募書類が主な評価対象となりますので御留意ください。

(2) 審査基準

評価項目	評価事項
①先進性・モデル性	これまでにない新規性・先進性のある取組であるか。
②具体性・実現可能性	実施計画書の計画(スケジュール等)が適切であり、具体的に記載されているか。
	モデル事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。
	モデル事業の効果検証や課題整理の方法が具体的に記載されているか。効果検証(定量的・定性的な効果のいずれも)の方法は適切に設定されているか。
	関連団体等(地方公共団体、市民団体等)との円滑

	な協力や連携が、適切かつ具体的に計画されているか。
③緊要性	モデル事業の中で特定される課題が緊要性の高いもの（又はその懸念があるもの）であり、その課題に対して効果が見込まれるか。
④経済性、継続性・波及性	見込まれる効果（対象エリアの大きさ、関係者の数などを含む）と事業費が妥当性のある取組であるか。 本モデル事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるものであるか。
⑤観光地の魅力向上	期待される効果が、ポイ捨て防止、ごみの発生抑制や利活用のみならず、観光振興の両立や、観光地の更なる魅力向上、インバウンドを含む誘客に資する取組であるか。
⑥評価委員の知見に基づく上乘せ評価、又は、上記以外の観点での評価（取組のインパクト、国際展開性、創意工夫など）	

(3) 審査結果

審査結果は応募団体へ電子メールにより通知後、環境省ホームページ等で公表します。

6. モデル事業実施に際しての留意事項

(1) 本事業の位置付け

本事業は、選定団体の活動に対する補助金や交付金の類ではなく、環境省における調査事業の一環として行うものであり、国費による経費の負担等を通して、モデルとなる取組を環境省と共に作り上げ、その成果を発信等することにより、他地域への展開を進め、国内の観光地における魅力やウェルビーイングの向上を目指すものです。本公募は、この考え方に賛同・理解・協力いただける事業者を募集するものです。

(2) 事務局等との打合せ等と選定団体による協力

本事業では、環境省、地方公共団体、専門家及び地域の関係者が連携して、地域における清潔で快適な観光環境の実現に向け、地域における関係主体の取組を促すとともに、観光地の魅力やウェルビーイングの向上を推進することが期待されています。上述の目標達成のため、モデル事業の実施においては、適宜 PDCA サイクルを回しながら取り組んでいただき、必要に応じて適切に計画の変更等を行っていただきます。実施団体の選定過程及び選定後において、本事業の趣旨を踏まえ、モデル事業の内容を申請当初の内容から変更していただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

また、選定団体に対しては、事務局の伴走支援を取り入れます。伴走支援の一環として、モデル事業の実施に当たり、本事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、事務局等の

求め又は選定団体からの要請に応じ、打合せや助言、専門家による事業内容等のコーチング（改善指導等）を行います。打合せやコーチングに当たっては、必要な資料の作成等に御協力をいただくことがあります。コーチングを行う専門家については、環境省、事務局及び選定団体において協議の上、決定することといたします。また、モデル事例形成、ポイ捨てごみの発生抑制・観光コンテンツ化に係る取組の推進に向けた情報発信等のために、選定団体に対して、ヒアリングや、モデル事業に関連する取組の現地調査、取材、シンポジウム等への参加の御協力をお願いすることがあります。

（４）申請事項・法令の遵守等

選定団体において、申請した事項が行われない又は守られない場合、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどをした場合には、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。

また、本事業は、環境省事業の一環として実施することから、各種関係法令を遵守して実施いただくほか、科学的根拠が必ずしも明らかではない場合でも、環境の保全等の観点から、一般論として配慮すべき事項については、厳格な対応を求める場合がありますので、御留意ください。

（５）成果物とその帰属

事業成果は、事業継続中の年度末及び事業終了後に事業概要を取りまとめ、環境省 web サイト等で掲載いたします。選定団体においては、請負契約により実施していただくモデル事業の納入成果物として、モデル事業の実施報告書を提出していただきます。その他の成果物については、提案されたモデル事業の内容に応じ、6.（２）による協議で決定します。

提出されたモデル事業実施報告書及びその内容をもとに、事務局が作成する環境省事業「令和８年度ウェルビーイングな観光地域づくりに向けたポイ捨てごみ発生抑制・観光コンテンツ化推進モデル事業実施業務」の報告書を含め、納入成果物の権利（著作権等を含む）は、環境省に帰属します。また、請負契約によるモデル事業の一環として情報発信・普及啓発ツール等の制作を行う場合、その制作物の著作権等も環境省に帰属します。ただし、選定団体や当該地域での目的に沿った積極的な利用は環境省により許諾されます。なお、従来から選定団体等に権利が帰属するものや、制作物等に引用等された写真、キャラクター等の著作権者に権利が帰属するものについては、環境省に権利を移転する必要はありません。

（６）事業終了後の協力

選定したモデル事業については、事業終了後も、本事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、ウェルビーイングや地域の魅力の向上、地域活性化の実現を自ら目指すことが期待されます。そのため、事業終了後も、環境省、若しくは事務局から、その後の取組状況についてアンケートやヒアリングなどをお願いすることがあります。

7. 応募先及び問合せ先

環境省 水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室

担当：藤林、窪田、佐々木

TEL：03-5521-9025

E-mail：mizu_umigomihojyo@env.go.jp

※送信の際は「◎」を「@」に置き換えてください。）

※件名は、【申請】令和8年度ウェルビーイングな観光地域づくりに向けたポイ捨てごみ発生抑制・観光コンテンツ化推進モデル事業（団体名）としてください。